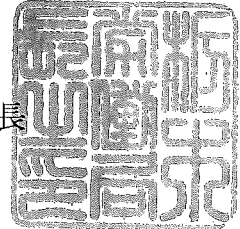


一般社団法人 栃木県労働基準協会連合会

会長 藤澤 智 殿

栃木労働局長



死亡労働災害急増にかかる緊急要請について

労働行政の推進につきましては、日頃から格別な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、栃木労働局管内における休業4日以上労働災害は、平成27年においては別添資料のとおり1,832人と前年より14人(0.8%)増加しました。そのうち、死亡災害は16人と前年より6人減少しましたが、本年に入り死亡労働災害が多発する非常事態となっています。

そこで、栃木労働局としましては、下記のとおり「緊急労働災害防止対策強化期間」を設定し、熱中症対策及び全国安全週間における労働災害防止対策と合わせ、取組の強化を図ることとしました。

つきましては、貴団体におかれましても、以上の趣旨について御理解を賜り、会員に対して、その内容を周知していただくとともに、適切に御指導いただきますようお願い申し上げます。

記

1 期間

平成28年6月1日から平成28年9月30日まで

2 緊急要請事項（事業場における実施事項）

別紙のとおり。

別 紙

死亡労働災害急増にかかる緊急要請事項

平成28年5月24日

栃 木 労 働 局

労働災害が発生する背景として、総じて安全衛生管理体制やリスクアセスメント等の実施状況に問題が認められることが多く、また、過去の労働災害の発生状況を見ると、6月から9月までの期間に発生した労働災害は全体の約30%を占めており、特に死亡労働災害については約40%を占めていることから、今後、重篤災害の増加が懸念されるため、以下の労働災害防止対策について徹底すること。

なお、7月1日から7月7日までは「全国安全週間」、6月はその準備期間とされているので、本対策のほか熱中症対策等と合わせ労働災害防止に向けた取組を強化すること。

1. 安全衛生管理の強化

- (1) 事業場における安全衛生管理は、企業経営の一環として、その適切かつ実効ある実施が確保される必要があるため、経営トップが安全衛生に関する基本方針を明確に示すとともに、自らの指揮の下、安全管理者、ライン管理者、職長等の各級管理者等による安全衛生管理が第一線の現場まで確実に行われるような安全衛生管理体制を確立すること。
- (2) 経験豊富な管理者や熟練作業者の退職等により安全衛生管理の機能が低下していると懸念される職場については、安全衛生教育・訓練の実施をすること及び安全衛生に関する十分な知識を有する者を配置すること等により、安全衛生管理の機能の維持・強化を図ること。

2. 機械設備・通路等の安全確保の徹底

- (1) 労働災害を事故の型で見ると「転倒」「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」「動作の反動・無理な動作」型の占める割合は合計で約65%に上り起因物で見ると「動力機械・運搬機械」「仮設物・建築物・構築物」「用具」に起因するものの占める割合は合計で約70%に上ることから、事業場内の機械設備・作業床・通路・階段・はしご・脚立等について総点検を行い、安全確保上の問題が認められたものについては早急に整備・改善等を実施すること。
- (2) 別添「労働災害防止チェックリスト」または事業場において作成している同様のチェックシート等を活用の上、日々の作業開始前点検を確実に実施し、安全を確保した上で作業を行うこと。

3. リスクアセスメント等の実施

- (1) 災害防止対策を講じるに当たっては、上記2の総点検や日常点検等により事業場内におけるリスクを洗い出し、そのリスクの度合と必要な低減対策について検討の上行うこと。また、一定の期間を定め、低減効果について検証を行うこと（以下、「リスクアセスメント等」という。）。
- (2) 重篤災害の多くは、「非定常作業」において発生していることから、特に重篤災害に直結しやすい機械設備にかかる非定常作業について重点的にリスクアセスメント等を実施し、安全な作業環境及び「作業手順書」を整備すること。また、作業手順書については、形骸化することのないよう周知徹底を図り、作業環境と合わせ必要に応じ、その見直しを行うこと。

4. 安全衛生教育等の充実

被災労働者の経験年数を見ると10年以上のベテランが約32%、1年以内の未熟練者が約28%を占めていることから、管理監督者、危険有害業務従事者、一般の作業員等に対して、安全衛生教育や職場における危険を予知する教育等を定期的かつ計画的に実施すること。

また、いわゆる「慣れ」等により、職場における危険に対する感性が低下するおそれがあるため、事業者が講じた安全措置状況について、リスクの「見える化」により労働者に認識させ安全意識の定着を図ること。

5. その他の労働災害防止対策

(1) 転倒災害防止対策

4S（整理、整頓、清潔、清掃）運動により、安全通路の確保を行うとともに、転倒の原因となる段差や障害物の排除に努め、開閉戸等出入口の足元確認、不用意な小走りをなくすなどの安全意識の定着を図ること。

(2) 交通労働災害防止対策

交通労働災害は業務と密接な関係の中で発生するものであるため、単に運転者に交通法規の遵守を求めるだけでなく、「交通労働災害防止ガイドライン」に基づき、事業場として総合的かつ組織的に交通労働災害防止対策に取り組むこと。

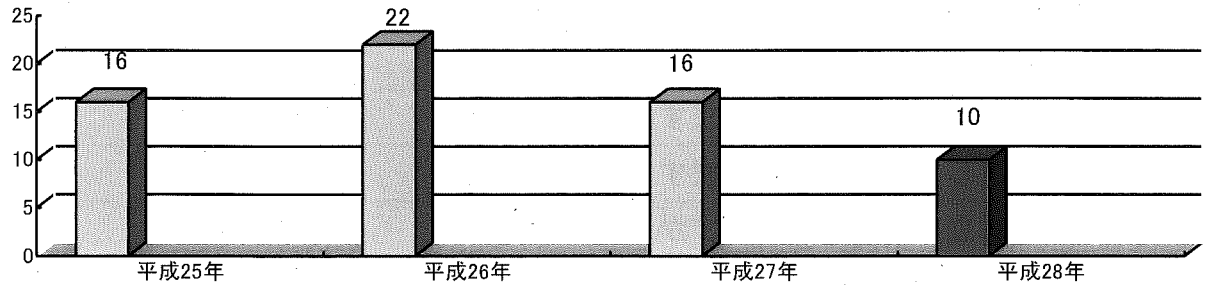
(3) 熱中症対策

- ①暑さ指数（WBGT値）による適正な作業環境管理及び作業管理の実施
- ②自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- ③糖尿病等熱中症の発症の影響を与える疾患を踏まえた健康管理
- ④熱中症予防に関する労働衛生教育の実施

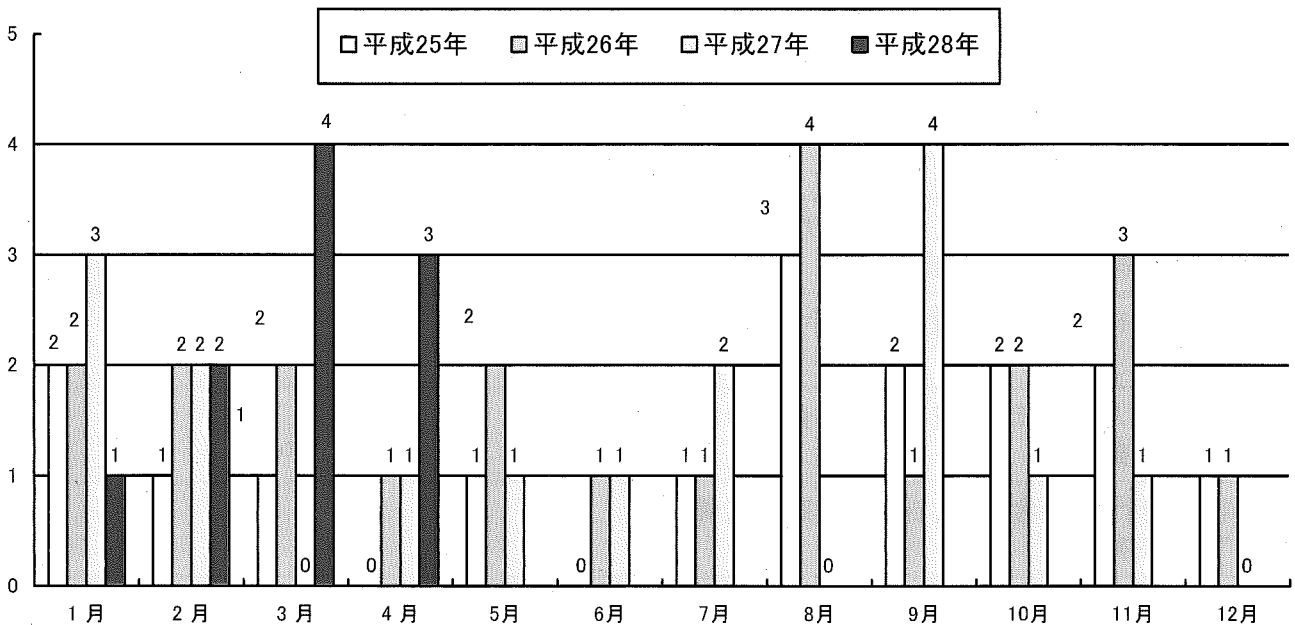
死亡災害多発！安全作業に取り組もう！！

栃木県内の労働災害による死亡者の状況は、平成26年に22人、平成27年に16人となっており、平成28年においては、既に10人（4月30日現在、同期比4人増）の尊い命が作業中の事故により奪われている状況です。また、死亡災害の内容をみると、注意をすれば防ぐことのできた災害が多く発生しています。これ以上死亡災害が発生しないよう、安全作業に取り組みましょう。

<年別発生件数>



<月別発生件数>



(栃木労働局)

職場の環境や作業方法を見直し 災害のない安全な職場を作りましょう。

- ★ 機械設備など職場のリスクの低減を図るためのリスクアセスメントの実施
- ★ 交通労働災害防止ガイドラインの徹底
- ★ 危険予知(KY)・ヒヤリ・ハット・見える化活動の積極的な実施による安全衛生意識の向上
- ★ 安全衛生の急所を盛り込んだ作業手順書の作成及びその手順書に基づく安全作業の励行
- ★ 安全衛生管理体制の見直しと管理責任者等の責任・権限の明確化
- ★ 安全衛生教育の実施・就業制限等業務の確認

労働災害防止チェックリスト

* 各項目で該当するものに✓を記してチェックしましょう

* 問題があればすぐに対処しましょう！

毎日、作業前に点検！！

墜落・転落災害防止

項目	全て良好	一部不十分	不良	該当なし
作業床の端に手すりがありますか				
開口部のまわりに、囲い等がありますか				
安全な構造のはしごを使用していますか				
安全な構造の脚立を使用していますか				

はさまれ・巻き込まれ災害防止

項目	全て良好	一部不十分	不良	該当なし
回転軸、歯車、プーリー、ベルトなどに覆い、囲い等を設けていますか				
安全カバーは正規の位置に取り付けられていますか				
開閉するカバーにはリミットスイッチを設けていますか				
そうじ等を行う場合には、機械を完全に停止していますか				

転倒災害防止

項目	全て良好	一部不十分	不良	該当なし
「整理・整頓」がなされていますか				
安全な通路が確保されていますか				
作業面の段差にスロープがありますか				
作業面の電気ケーブル等にカバーを設けていますか				